



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

「地域と調和した太陽光発電事業の推進に 関する条例（仮称）」素案

令和5年7月

長野県環境部ゼロカーボン推進室

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像①】

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業
(10kW以上)

手続き 手法

- ① 特定区域*内での事業 ⇒ 県の許可制
 ② 50kW以上の大規模事業（①を除く） ⇒ 県への事前届出制
 ③ その他の事業 ⇒ 市町村への事前届出制
 （事務処理特例）※ 市町村と要協議

* 特定区域：

- ・地域森林計画対象森林区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・砂防三法区域
(地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

内容

項目		手続等の内容
① 地域住民等への説明		<ul style="list-style-type: none"> ○事業着手前に事業基本計画の提出を義務付け (例：事業者名・規模・環境・景観配慮事項、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項) ○事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け ○地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能 ○意見等に対して事業者は誠実な対応に努める（合理的な理由を付して文書等で応答）
② 安全確保措置	右の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止（許可制） ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○斜度30度以上の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止（許可制（①）・措置の求め（②③））
③ 環境・景観の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全策の検討を義務付け (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える) ○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見等に対して誠実な対応に努める <p>* 環境配慮区域の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源保全地区、水資源保全地域 ・国定公園、県立自然公園 ・自然環境保全地域 ・国有林、地域森林計画対象森林区域 等
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。事業者は誠実な対応に努める。 (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理)

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像②】

内 容

項 目		手続等の内容
④法令遵守		<ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定
⑤維持管理、廃棄等		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け ○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け ○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な報告を義務付け
⑥実効性の確保	手続・罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ○工事着手、計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け ○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則（過料5万円以下）等
	情報の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、県はその情報を公開し、事業の透明性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事（着手・完了）の届出 ⑤ 維持管理の結果の提出 ⑥ 廃止の届出 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>これらをデータベース化、公表し、地域住民等が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設ける</p> </div>
◎市町村（条例）との関係		<ul style="list-style-type: none"> ○上記の報告等は、市町村にも送付 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実な対応に努める ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる）
◎その他条例の円滑な運用のための措置		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村や事業者からの相談への体制整備 ○基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制の整備 等 <p>※このほか、既存事業者の取扱いについて検討</p>

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）素案【制度の全体像③】

条例全体のフロー

対象

地上設置型の太陽光発電施設（10kW以上）

第1段階
基本計画
検討プロセス

（環境・景観の保全等）

すべての区域

・環境・景観の保全 ・災害対策 ・維持管理 ・地域社会への貢献

環境配慮区域（50kW以上事業）
（環境保全策の検討）

環境影響評価法・条例対象事業はアセス手続で対応

第2段階
合意形成プロセス

（地域住民等への説明）

事業基本計画の提出（県又は市町村）・公表・説明等

事業基本計画
記載事項例

・事業計画の概要（事業者名、規模等）
・環境・景観配慮の事項
・災害対策の事項
・維持管理の事項
・地域社会に資する事項 等

第3段階
災害対策プロセス

（安全確保措置の確認）

特定区域での事業
（県への許可申請）

特定区域外での事業
（県又は市町村への届出）

第4段階
工事プロセス

工事（県又は市町村への届出）

第5段階
運転プロセス

（維持管理、廃棄等）

運転（県又は市町村への届出・報告）

全プロセスを通じての情報公開

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）の素案 【条例の構成案】

1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する事項を定めることにより、地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和する太陽光発電事業の普及を図ることを目的とする。

2 対象施設

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、あらかじめ知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) **森林の伐採を伴う区域**
森林法に規定する地域森林計画対象民有林
- (2) **土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域**
 - ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域
 - イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地
- (3) **土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域**
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等

- (1) **事業基本計画の提出**
許可を受けようとする者は、事業基本計画を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) **景観を保全するための措置の検討**
(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。
- (3) **環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）**
(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。
- (4) **地域住民等への説明**
 - ア 説明会を開催し、事業基本計画の内容を説明しなければならない。
 - イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に対応するよう努めなければならない。
- (5) **許可の申請**
3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (6) **許可基準等**
 - ア 森林の伐採等を伴う区域
土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等
 - イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域
土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなること。
 - ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域
想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。
 - エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがあると認める者に該当しないこと。
 - オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

- (7) **工事の届出**
許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (8) **標識の掲示**
許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識をかかげなければならない。
- (9) **維持管理**
 - ア 許可を受けた者は、太陽光発電施設及び事業区域（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等の防止及び自然環境等の保全における支障が生じないよう、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に従って太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければならない。
 - イ 許可を受けた者は、太陽光発電施設等を維持管理するための計画を公表し、当該計画に従い当該太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。
 - ウ 許可を受けた者は、維持管理の結果を知事に提出しなければならない。
- (10) **廃止の届出**
許可を受けた者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- (11) **許可の取消し**
不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保

- (1) **報告徴収及び立入検査**
知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。
- (2) **勧告**
知事は、4の(9)のイに従った維持管理を行っていないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等
- (3) **措置命令**
知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。
- (4) **違反事実の公表**
知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。
- (5) **罰則**
許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 市町村条例との関係

市町村条例によりこの条例の目的が達成されるときは、県条例の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

9 施行期日（予定）

令和6年4月1日